

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合は、英語の本文によるものとします。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

カタール国駐在

日本国特命全權大使 北爪由紀夫

カタール国 経済・財務省蔵入税務局長

モフタ・ジャシム・アル・モフタ殿

財務省

○農林水産省告示第六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二條第三項の規定に基づき、

指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、対象とすべき事業等を定めたので、その内容を次のとおり告示する。

平成二十一年六月四日

財務大臣 与謝野 馨
農林水産大臣 石破 茂
経済産業大臣 二階 俊博

（対象とすべき事業）
第一条 対象とすべき事業は、次のとおりとする。

一 災害救助法昭和二十二年法律第百十八号（第二条の災害に関する事業）

二 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等の例外的な経済情勢・社会情勢等に該当する状況に対して、政府を挙げた対策が取られる事業であつて、次に掲げるもの。

イ 「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口に関する事業

ロ 建築関連中小企業者対策特別相談窓口に関する事業

ハ ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事業

二 事故米転用問題に関する中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事業

ホ SFCG関連特別相談窓口に関する事業

ヘ 高病原性鳥インフルエンザ関連特別相談窓口に関する事業

ト 新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口に関する事業

（実施期間）
第二条 実施期間は、平成二十二年三月末日までとする。

（危機対応業務の対象となる者）
第三条 危機対応業務の対象となる者は、次のとおりとする。

一 第一条第一号に規定する事業については、指定災害により被害を受けた者。

二 第一条第二号に規定する事業については、社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、一時的に売上の減少その他の業況の悪化を来している事業者であつて、中長期的にはその業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの。

（利子補給金の支給に関する事項）
第四条 利子補給金の支給は実施しないものとする。

（ツイステップ・ローンに関する事項）
第五条 ツイステップ・ローン（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）以下「法」といふ。）第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいふ。）についての特定資金の貸付け等の限度額は、社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものには適用されないものとする。

（損害担保取引に関する事項）
第六条 損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補てんをいふ。以下同じ。）については、指定金融機関が次に定めるところにより行う危機対応業務のために実施するものとする。

一 第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、株式会社日本政策金融公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず一億五千万円（組合については四億五千万円）とし、同時期に株式会社日本政策金融公庫が実施する災害復旧貸付と同条件の貸付け等に限るものとする。

二 第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、株式会社日本政策金融公庫及び他の指定金融機関から調達する資金を合計して七億二千万円とし、同時期に株式会社日本政策金融公庫が実施する経営環境変化対応資金と同条件の貸付け等に限るものとする。

（共通事項）
第七条 危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

国土交通省告示第六百一十一号
成田国際空港の施設について告示した事項に変更があつたので、航空法（昭和二十七年法律第三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年六月四日 国土交通大臣 金子 一義

一 設置者の氏名及び住所 成田国際空港株式会社 千葉県成田市古込字古込一番地一

二 空港の名称及び位置 成田国際空港 千葉県成田市

三 変更した事項（変更前の事項については、平成二十年国土交通省告示第千二百一十一号及び平成二十一年国土交通省告示第百七十二号を参照。）

イ 誘導路
延長 二万九千九百九十七メートル

エプロン
面積 二百九十九万四千三百八十五平方メートル

四 変更した事項に係る施設の供用開始期日 平成二十一年七月三十日

○国土交通省告示第六百一十二号
建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月四日 国土交通大臣 金子 一義

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の一部を改正する件

別添一第2項第一号中	(2) 設計図書の内容の把握等	設計図書の内容を把握し、設計図書に照らした施工等の検討及び報告	設計図書の内容を把握し、設計図書に照らした施工等の検討及び報告	設計図書の内容を把握し、設計図書に照らした施工等の検討及び報告
	(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務	設計図書に照らして施工図等を設計し、設計図書に照らして施工図等の検討及び報告	設計図書に照らして施工図等を設計し、設計図書に照らして施工図等の検討及び報告	設計図書に照らして施工図等を設計し、設計図書に照らして施工図等の検討及び報告

この告示は、平成二十一年六月四日から施行する。

○国土交通省告示第六百一十三号
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（第二百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成二十二年運輸省告示第百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月四日から適用する。

「富山空港」の下に、「静岡空港」を加える。

別添四に次の一号を加える。

八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五條第一項から第三項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務

附則
この告示は、平成二十一年六月四日から施行する。

○国土交通省告示第六百一十三号
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（第二百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成二十二年運輸省告示第百四十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年六月四日から適用する。

「富山空港」の下に、「静岡空港」を加える。

国土交通大臣 金子 一義